

(別表 1)

1 区分	2 補助額			3 対象経費
検査支援補助事業	PCR等検査	検査(税込)(※注1)	上限 8,500円/回(※注3、注4)	要領に従って検査に関する事業を実施する登録事業者に対して、所定の検査受検者に対して実施する検査等費用を、検査実績に応じて補助する。
		各種経費(税込)	一律 3,000円/回	
	抗原定性検査キット	検査キット(税込)(※注2)	上限 1,500円/回(※注3、注5)	
		各種経費(税込)	一律 3,000円/回	
施設整備補助事業	施設整備費(税込)		上限 1,300,000円(※注3、注6)	検査所の体制整備のための施設(備品等を含む)に対し補助する。なお、特に高額な備品については、基本的にリースでの整備とする。

(※注1) 検査補助額は、1回当たりの検査キット原価(検査費用・送料等を含む)

(※注2) 検査キット補助額は、1回当たりの検査キット原価(送料等を含む)

(※注3) 上限の金額を下回るときは、申請額を補助するものとする。

(※注4) 実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限7,000円/回(税込)とする。

(※注5) 抗原定性検査については、令和3年12月30日までは、上限3,500円/回(税込)、令和4年3月31日までは、上限額を3,000円(税込)とする。

(※注6) 検査需要の増加に対し緊急的に対応するため特に知事が必要と認める、臨時で設置する検査所については、この限りではない。